

特別養護老人ホームしらいわ苑《ユニット型個室的多床室》利用料金表

令和4年10月1日改定

施設サービス費、各加算（円）

利用者負担の割合については、介護保険負担割合証に記載されています。

所得段階	要介護度	介護単位			食費 /日	居住費 /日	月額（30日）		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
第1段階	要介護1	784	—	—	300	490	47,220	—	—
	要介護2	861	—	—			49,530	—	—
	要介護3	944	—	—			52,020	—	—
	要介護4	1,023	—	—			54,390	—	—
	要介護5	1,100	—	—			56,700	—	—
第2段階	要介護1	784	—	—	390	490	49,920	—	—
	要介護2	861	—	—			52,230	—	—
	要介護3	944	—	—			54,720	—	—
	要介護4	1,023	—	—			57,090	—	—
	要介護5	1,100	—	—			59,400	—	—
第3段階	要介護1	784	—	—	650	1,310	82,320	—	—
	要介護2	861	—	—			84,630	—	—
	要介護3	944	—	—			87,120	—	—
	要介護4	1,023	—	—			89,490	—	—
	要介護5	1,100	—	—			91,800	—	—
第3段階①	要介護1	784	—	—	1,360	1,310	103,620	—	—
	要介護2	861	—	—			105,930	—	—
	要介護3	944	—	—			108,420	—	—
	要介護4	1,023	—	—			110,790	—	—
	要介護5	1,100	—	—			113,100	—	—
第4段階	要介護1	784	1,568	2,352	1,960	1,668	132,360	155,880	179,400
	要介護2	861	1,722	2,583			134,670	160,500	186,330
	要介護3	944	1,888	2,832			137,160	165,480	193,800
	要介護4	1,023	2,045	3,067			139,530	170,190	200,850
	要介護5	1,100	2,199	3,298			141,840	174,810	207,780

1日の単価（1割負担の場合）

要介護度	施設サービス費	サービス提供体制強化加算Ⅰ	看護体制加算		計	介護職員処遇改善加算Ⅰ (8.3%)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (2.7%)	介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.6%)	地域加算 富山市7級地	1日単価 (円)
			Ⅰ	Ⅱ						
要介護1	652	22	4	8	686	57	19	11		784
要介護2	720	22	4	8	754	63	20	12	1単位	861
要介護3	793	22	4	8	827	69	22	13	Ⅱ	944
要介護4	862	22	4	8	896	74	24	14	10.14	1,023
要介護5	929	22	4	8	963	80	26	15	円	1,100

別紙

所得段階

負担段階	対象となる収入状況（世帯を分離している配偶者を含む）		預貯金等の資産要件
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	市民税 世帯全員が 非課税	前年の合計所得金額+年金収入額 年額80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①		前年の合計所得金額+年金収入額 年額80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②		前年の合計所得金額+年金収入額 年額120万超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	上記に該当しない方		

年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

その他の加算

以下の加算をする場合、介護職員処遇改善加算Ⅰ（各加算の8.3%）と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（各加算の2.7%）及び地域加算（各加算の1.4%）が別途加算となります。

加算の種類		単位	備考	
初期加算		30単位/日	新規入所および1か月以上の入院後再び入所した日から30日間算定	
外泊時加算		246単位/日	入院又は外泊した場合、1か月に6日を限度として算定	
栄養マネジメント強化加算		11単位/日	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合	
療養食加算		6単位/回	身体状況により必要な場合、1日3回（食）まで	
経口維持加算	I	400単位/月	著しい摂食障害の方に多職種が共同して食事の摂取をするための計画書を作成	
	II	100単位/月	上記多職種に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	
口腔衛生管理加算	I	90単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に技術援助及び指導を行った場合	
	II	110単位/月	Iに加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容を厚労省に提出し、管理・実施のための必要な情報を活用している場合	
個別機能訓練加算	I	12単位/日	個別機能訓練計画書に基づき、計画的に機能訓練を行った場合	
	II	20単位/月	Iの計画の内容を厚労省に提出し、適切かつ有効な実施のための必要な情報を活用している場合	
看取り介護加算	I	72単位/日	死亡日以前31日以上45日以下	医師が終末期にあると判断し、本人または家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合
	II	144単位/日	死亡日以前4日以上30日以下	
	III	680単位/日	死亡日の前日及び前々日	
	IV	1,280単位/日	死亡日	
科学的介護推進体制加算	II	50単位/月	データ提出・サービス改善に対する評価	
安全対策体制加算		20単位	外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回	

その他の費用

- ・電気代 10円/日（持込電化製品1個につき）、・入院、外泊時の居住費
- ・床屋代 散髪2,000円、・訪問美容 散髪2,200円 カラー3,300円 パーマ4,950円
- ・役所等に対する手続きにかかる費用（手数料、切手代など）実費

その他個人的事情で必要なものは、実費請求させていただく場合があります。